

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
 里 見 治
 (コード番号 6460 東証第一部)
 問 合 せ 先 執 行 役 員
 堀 田 正 君
 (電話番号 03-6215-9955)

従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年8月31日開催の取締役会において、当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 新 株 予 約 権 の 割 当 日 | 平成18年9月4日 |
| 2. 新 株 予 約 権 の 発 行 数 | 100 個 |
| 3. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 新株予約権につき金銭の払込みは要しない。 |
| 4. 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 10,000 株
(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株) |
| 5. 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 未定 |
| 6. 新 株 予 約 権 の 行 使 に よ り 発 行 する 株 式 の 発 行 価 額 の 総 額 | 未定 |
| 7. 新株予約権を行使することができる期間 | 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年以内とする。
ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。 |
| 8. 新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件 | <p>①対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令または当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、または次の②ないし④に規定する場合はこの限りではない。</p> <p>②対象者たる当社の執行役員および従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。</p> <p>イ、その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合</p> <p>ロ、その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社子会社へ転籍した場合</p> <p>ハ、その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合</p> <p>③対象者たる当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ、ないしハ、に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。</p> <p>イ、その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合</p> <p>ロ、その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合</p> <p>ハ、その地位の喪失後、ただちに当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合</p> <p>④対象者が死亡した場合は、死亡時に行使していなかった新株予約権について相続を認めるものとし、新株予約権者の相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権を行使することができる。</p> <p>⑤新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。</p> |

9. 新株予約権の行使により
株式を発行する場合における
増加する資本金及び資本準備
金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資
本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資
本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が
生じる場合はその端数を切上げた額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資
本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定め
る増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の割当対象者およびその人数

当社従業員 1名

以 上